

農林漁業団体職員共済組合制度の厚生年金制度への統合に係る介護保険料特別徴収事務の変更について（案）

平成14年4月1日から農林漁業団体職員共済組合制度が厚生年金保険制度に統合されます。これに伴い、介護保険料の特別徴収事務について、別添のとおり社会保険庁が変更（案）を作成しましたので、お知らせします。

つきましては、この変更（案）をもとに、市町村において発出する納入通知書や特別徴収開始通知書等において、農林漁業団体職員共済組合が特別徴収する介護保険料の「特別徴収義務者」の欄を「社会保険庁長官」に変更する作業等が必要になりますので、適切に対処されるようお願いいたします。

なお、特別徴収に係る仮徴収のお知らせを任意に行っている市町村におかれましても、同様に御留意願います。

農林漁業団体職員共済組合制度の厚生年金保険制度への統合に係る
介護保険料特別徴収事務の変更について（案）

1. はじめに

平成14年4月、厚生年金保険制度に農林漁業団体職員共済組合制度が統合されます。これに伴い、これまで農林漁業団体職員共済組合（以下「農林共済」という。）が行っていた介護保険料特別徴収事務は、社会保険庁（社会保険業務センター）において引き継ぐこととなりますが、平成19年3月までの間は農林共済にその事務を委託する方向で整理しているところです。（農林共済はこの間存続し、事務処理体制は現行のままの予定です。）

については、平成14年4月からの市町村、農林共済及び社会保険庁の介護保険料特別徴収事務は、次のとおりとして整理しているところです。

なお、今回お示しした事務処理内容につきましては、改正・整備作業中であることから、変更があり得ることをご承知おき願います。

関係政省令等が公布され次第、別途ご連絡いたします。

2. 平成14年4月以降の事務処理について

（基本的事項）

- （1）農林共済が特別徴収する介護保険料の「特別徴収義務者」は「社会保険庁長官」となります。
- （2）農林共済が取り扱う特別徴収対象被保険者については、特別徴収義務者コード「687」をそのまま使用し、特別徴収義務者コード「999」（社会保険庁）は使用しません。

（平成14年4月以降の事務処理について）

平成14年4月以降、農林共済が取り扱う特別徴収対象被保険者に係る事務処理の変更点（**項目が太字**）は次のとおりです。

（1）**特別徴収対象者の通知（年次：年金保険者→市町村）**

農林共済が取り扱う特別徴収対象被保険者については、特別徴収義務者コード「687」をそのまま使用し、特別徴収義務者コード「999」（社会保険庁）は使用しません。

（2）**特別徴収依頼の通知（年次：市町村→年金保険者）**

市町村は、「特別徴収対象者の通知」により通知された特別徴収対象者と市町村が把握している第1号被保険者原簿の氏名、性別、生年月日及び住所を突合し、同一人と判断できた者については、特別徴収する介護保険料額を磁気媒体に収録し社会保険事務所に回付する。

社会保険事務所は、市町村から提出された「特別徴収依頼の通知」を社会保険業務センターへ集信処理を行う。

社会保険業務センターは、集信された「特別徴収依頼の通知」より農林共済に係る「特別徴収依頼の通知」を分離作成し、農林共済に回付する。

(3) 特別徴収依頼処理結果の通知（年次：年金保険者→市町村）

農林共済は、「特別徴収依頼の通知」に基づき、特別徴収の対象となる年金を確定し、介護原簿の創成処理を行い、「特別徴収依頼処理結果の通知」を社会保険業務センターに回付する。

社会保険業務センターは、農林共済より回付された「特別徴収依頼処理結果の通知」と社会保険業務センターで作成した「特別徴収依頼処理結果の通知」とを集約し、市町村毎に振り分けた上で社会保険事務所に配信処理を行う。

社会保険事務所は、社会保険業務センターから配信される「特別徴収依頼処理結果の通知」を市町村から事前に提出された磁気媒体に収録し、市町村に回付する。

(4) 介護特別徴収結果の通知（定期：年金保険者→市町村）

農林共済は、対象となる年金の定期支払の際、市町村から徴収依頼された介護保険料額を基に、介護特別徴収処理を行い、「介護特別徴収結果の通知」を社会保険業務センターに回付する。

社会保険業務センターは、農林共済より回付された「介護特別徴収結果の通知」と社会保険業務センターで作成した「介護特別徴収結果の通知」とを集約し、市町村毎に振り分けた上で社会保険事務所に配信処理を行う。

社会保険事務所は、社会保険業務センターから配信される「介護特別徴収結果の通知」を市町村から事前に提出された磁気媒体に収録し、市町村に回付する。

(5) 保険料納入（定期：年金保険者→市町村）

農林共済分の介護特別徴収保険料は、厚生保険特別会計に集約して、社会保険庁が振り込んでいる振込先金融機関指定口座に保険料を市町村毎に納入します。（農林共済名での振込がなくなります。）

振込不能に係る事務は、社会保険庁が対応します。

(6) 介護特別徴収各種異動の通知（月次：市町村→年金保険者）

市町村は、特別徴収されている者の死亡、他の市町村への転出による資格喪失及び特別事情による特別徴収の中止を内容とする「資格喪失等の通知」、「仮徴収額変更の通知」及び「住所地特例該当者の通知」を当該異動があった場合、1月を単位として磁気媒体に収録し社会保険事務所に回付する。

社会保険事務所は、市町村から回付された「介護特別徴収各種異動の通知」を社会保険業務センターへ集信処理を行う。

社会保険業務センターは、集信された「介護特別徴収各種異動の通知」より農林共済に係る「介護特別徴収各種異動の通知」を分離作成し、農林共済に回付する。

(7) 介護特別徴収各種異動処理結果の通知（月次：年金保険者→市町村）

農林共済は、「介護特別徴収各種異動の通知」に基づき、介護原簿更新処理を行い、「介護特別徴収各種異動処理結果の通知」を社会保険業務センターに回付する。

社会保険業務センターは、農林共済より回付された「介護特別徴収各種異動処理結果の通知」と社会保険業務センターで作成した「介護特別徴収各種異動処理結果の通知」とを集約し、市町村毎に振り分けた上で社会保険事務所に配信処理を行う。

社会保険事務所は、社会保険業務センターから配信される「介護特別徴収各種異動処理結果の通知」を市町村から事前に提出された磁気媒体に収録し、市町村に回付する。

(8) 債権事務

農林共済が取り扱う特別徴収対象被保険者の過誤納介護保険料に係る債権事務については、従来どおり農林共済が納入告知を発行します。

市町村は、「返納金納入告知書」に基づき、過誤納介護保険料を日本銀行本支店等に納入してください。

(9) 年金受給者への通知

農林共済は、特別徴収対象となる年金の定期支払の際、支払額、税額及び特別徴収の介護保険料額を記載した「年金振込通知書」等を作成し、年金の支払者を「支出官 社会保険庁総務部経理課長」として、特別徴収対象被保険者である年金受給者に送付します。

市町村は、これらの第1号被保険者に対する事前通知の特別徴収義務者（年金保険者）の名称を「社会保険庁長官」として通知してください。（特別徴収義務者コード「687」を「社会保険庁長官」として出力するよう対応願います。）

(10) 照会対応

農林共済の年金受給者に対しては、別紙のとおり「年金振込通知書」等に農林共済が照会先であることを記載し、送付します。

市町村においても、農林共済から特別徴収されている第1号被保険者からの年金支払額等について照会があった場合には、従来どおり農林共済へ問い合わせるよう指導願います。

年金送金のお知らせ

平成 年 月 日

年金証書番号
年金の種類
金融機関名
口座番号

支給額 A	円
控除額	円
一時金返還額 B	円
通過私給付金相殺額 C	円
源泉徴収税額 D	円
A-B-C-D	円
差引送金額	円
送金額調整事由	

〒105-8080
東京都港区虎ノ門4丁目1-1
農林漁業団体職員共済組合
電話 (03)3432-8115

年金振込通知書

平成 年 月 日

①

年金の種類
年金証書の基礎年金番号・年金コード
振込先金融機関店舗名
銀行・金庫支店

支給額 A	円
控除額	円
源泉徴収税額 B	円
介護保険料 C	円
A-B-C	円
差引送金額	円

社会保険庁
〒168-8505
東京都杉並区高井戸西3-5-24
支出官 社会保険庁 総務部 経理課長

年金振込のお知らせ

社会保険庁支払分は、農林漁業団体職員共済組合が社会保険庁から業務委託を受けて作成・発行をしています。

《この件に関する照会先》

〒105-8080
東京都港区虎ノ門4-1-1
農林漁業団体職員共済組合
相談センター
電話(03)3432-8115

ご案内は内側にあります。矢印方向に丁庫にはがしてください。

① 定期に2月分支払いがあれば、『あなたの年金は、平成 年 月から平成 年 月までの各偶数月に、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振込みの手続きを行うこととしましたので通知します。(年金の支払予定日は裏面のとおりでです。)]

支払未済の場合は、『平成 年 月 日に支払未済の給付請求による平成 年 月分から平成 年 月分を振込みます。』

上記以外『あなたの年金は、平成 年 月に、指定された金融機関の預貯金口座に下記のとおりで振込の手続きを行うこととしましたのでお知らせします。』
なお、次回年金の支払前に改めてご連絡いたします。』

年金の支払予定日は次に記載された各月の15日です。ただし、15日が土曜日、日曜日または休日のときは、その直前の金融機関の営業日になります。

6月(4月、 5月の2か月分)、 8月(6月、 7月の2か月分)
 10月(8月、 9月の2か月分)、 12月(10月、 11月の2か月分)
 2月(12月、 1月の2か月分)、 4月(2月、 3月の2か月分)

- 1 この通知書は、原則として向こう一年間の各期支払額をお知らせするものですが、退職共済年金を受けている方で65歳で年金の改定が行われる方などは、それまでの期間について通知します。
- 2 支払額や支払機関などに変更があった場合は、改めて年金振込通知書をお送りします。
- 3 退職年金と退職共済年金の支払がある場合は、年金の額を合算しております。
- 4 なお、年金証書の基礎年金番号・年金コードには退職共済年金のものを印字しております。
- 5 指定された金融機関の預貯金口座への入金は、上記支払予定日より、若干遅れる場合があります。
- 6 住所を変更された場合や年金を受けている方が死亡された場合などには届出書が必要です。

介護保険料の徴収に関するお知らせ

介護保険料額は年金から特別徴収する金額を記載しています。この金額(今後変更になることがあります。)は、市町村から別途通知される通知書により確認してください。なお、介護保険料の額については、住所地の市町村にお問い合わせください。

(この年金に関する事務手続きについて)

あなたが受給されている年金については、平成14年4月分(平成14年6月の支払い)から社会保険庁が支払いを行っておりますが、この年金に関する事務につきましては、農林漁業団体職員共済組合(存続組合)に委託しております。

この年金に関する手続き、届出、ご照会はいままでどおり農林漁業団体職員共済組合(存続組合)が窓口となります。

この年金に関するお問い合わせ先

〒105-8080 東京都港区虎ノ門4-1-1
 農林漁業団体職員共済組合 相談センター
 電話(03)3432-8115

年金の支払予定日は次に記載された各月の15日です。ただし、15日が土曜日、日曜日または休日のときは、その直前の金融機関の営業日になります。

6月(4月、 5月の2か月分)、 8月(6月、 7月の2か月分)
 10月(8月、 9月の2か月分)、 12月(10月、 11月の2か月分)
 2月(12月、 1月の2か月分)、 4月(2月、 3月の2か月分)

- 1 この通知書は、原則として向こう一年間の各期支払額をお知らせするものですが、年金の改定が行われる方などは、それまでの期間について通知しています。
- 2 支払額や支払機関などに変更があった場合は、改めて年金送金のお知らせをお送りします。
- 3 (特別)退職年金と(特別)退職共済年金の支払がある場合は、年金の額を合算しております。
- 4 なお、年金証書番号・年金の種類には特別退職共済年金のものを印字しております。
- 5 指定された金融機関の預貯金口座への入金は、上記支払予定日より、若干遅れる場合があります。
- 6 住所を変更された場合や年金を受けている方が死亡された場合などには届出書が必要です。
- 7 「年金額調整事由」に番号(01~10)が印字されている場合は、つぎのことを意味します。

- 01 給付請求書の提出が遅れたため、5年以上さかのぼる支給期間分は、降効により送金されません。
- 02 全額支給停止事由に該当したため、支給停止事由発生月までの未払金を送金します。
- 03 失権事由に該当したため、失権した月までの未払金を送金します。
- 04 支払未済の給付請求による送金です。
- 05 遺私給付金を相殺中のため、送金は行われません。
- 06 遺私給付金の相殺は、今回で完了します。
- 07 期に受けた一時金の返還額に充てるため、支給額から一部を控除して送金します。
- 08 前に受けた一時金の返還額に充てるための控除は、今回で完了します。
- 09 過去にさかのぼって支給年金額に変更があったため、支給済額との間に生じた差額を送金します。
- 10 一時支給停止事由に該当しているため、基本年金額から停止額を差し引いた支給年金額をもとに計算した額を送金します。
- 11 源泉徴収税額(D)の金額がマイナスで印字されている場合は、税金の還付金の送金です。